

畑作物の直接支払交付金（ゲタ）の面積払【国交付金】

- **対象作物** 小麦，二条大麦，六条大麦，大豆，そば，なたね（搾油用）
 ※ 以下の何れかに該当するものは除く
 ○ビール用麦，黒大豆，種子用及び出荷販売されないもの
 ○品質・等級検査等を受けないもの
 ○出荷・販売先との契約書もしくは自家加工販売計画書がないもの
- **対象者** 令和5年6月末時点で以下の要件を満たす農業者
 ・担い手（認定農業者，集落営農，認定新規就農者）として認定されている者および当年の10月1日時点での認定が確実である者。
- **交付単価** 20,000円/10a（そばは13,000円/10a）
- **その他**
 - ・本交付金の交付申請書（経営所得安定対策等交付金申請書）は水田の営農計画書と併せて配付しております。交付金を希望する方で，交付申請書の配付を受けていない方（所有農地が畑地のみの方等）は，別途お申し出ください。
 - ・後日，「販売契約書（写し）」や「検査・販売伝票（写し）」等の関係書類の提出をお願いします

【畑作物の直接支払交付金のイメージ】

（1）数量払（品質区分に応じて増減）

対象作物	平均交付単価（※1）
小麦	6,340 (5,930) 円/60kg
二条大麦	6,160 (5,810) 円/50kg
六条大麦	5,150 (4,850) 円/50kg
大豆	9,840 (9,430) 円/60kg
そば	17,550 (16,720) 円/45kg
なたね	8,130 (7,710) 円/60kg

※1 （ ）内は，課税事業者向け単価
 （ ）外は，免税事業者向け単価

※2 小麦の単価は，パン・中華めん用品種
 （+2,300円/60kg）を含む単価

（2）面積払（作付面積に応じて交付）

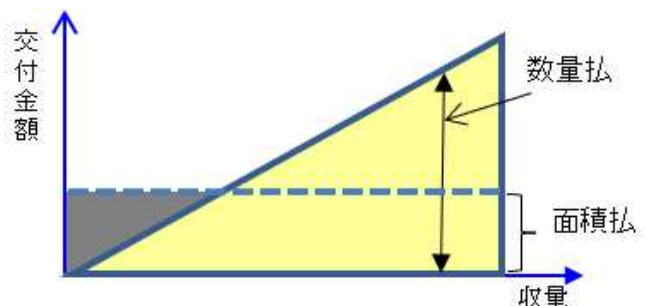
交付単価

20,000円/10a

そばは13,000円/10a

※ 面積払（先払）で支払われた金額は数量払の支払時に差し引かれる。

<数量払と面積払のイメージ>



裏面に続く ⇒

露地野菜生産拡大事業【宇都宮市農業再生協議会交付金】

畑地と水田（※）の両方に対象作物を作付した場合に対象面積に応じて交付金を交付します。畑地のみの作付の場合は、対象となりませんのでご注意ください。

※ 水田 = 水田台帳（水田作付実施計画書）に登載されている水田

- **対象作物** たまねぎ，かんしょ
※ 令和5年度に出荷・販売されるものに限る。
- **対象者** 市内在住又は市内に事業所がある農業者であり，令和5年6月末時点で，以下のどちらかの要件を満たす農業者。
 - ① 担い手（認定農業者，集落営農，認定新規就農者）に認定されている者および当年の10月1日時点での認定が確実である者。
 - ② 対象作物を生産するための機械の共同利用組織（※）の構成員
※ 人・農地プラン（中心経営体）に登載されている農業者を含む3名以上の組織（規約，機械利用規程等が整備されていること。）
- **対象農地** 宇都宮市内の農地または宇都宮市に隣接する市町の農地。
- **要件** 対象作物を畑地と水田で，合わせて10a以上作付すること。
※ 畑地のみの作付の場合は対象となりません。
- **対象面積** 交付金の対象となる面積は畑地の作付面積を対象とする。
ただし，機械の共同利用組織の構成員であり，担い手以外の方は，水田の面積も対象とします。
- **交付単価** 8,300円／10a（新規）
4,500円／10a（継続）
- **その他**
 - ・ 本交付金の交付申請書（農業構造改革事業等交付金交付申請書）は水田の営農計画書と併せて配付しております。交付金を希望する方で，交付申請書の配付を受けていない方（所有農地が畑地のみの方等）は，別途お申し出ください。
 - ・ 後日，「販売伝票（写し）」等の関係書類の提出をお願いします